

3月18日(水) 本年度第34 (通算2769回)

「 会員卓話 」

担当/プログラム委員会

12:30～釧路プリンスホテル

◆メーキャップ

4/7 萩原 昭博君、坂入 信行君 (釧路北RAC)

◆出席報告【会員総数70名 免除5名 出席計算に用いた会員数70名】

本日の出席率 出席者33名 メーキャップ0名 出席率47.1%
前々回の修正出席率 出席者35名 メーキャップ3名 出席率50.7%

◆ニコニコ献金

- ・篠原会員、長内会員、本日の卓話を楽しみにしております ～萩原 昭博君
- ・篠原会員、長内会員、本日お二人にとって登竜門でございます。宜しくお願いします ～坂入 信行君
- ・結婚記念日、お花ありがとうございます ～篠原 恒也君
- ・51歳を迎えました。これからも宜しくお願いします ～東海林 均君
- ・結婚記念日に花束を頂きました。ありがとうございます ～高橋 邦弘君
- ・入会記念日です。以上 ～富樫 孝之君
- ・篠原君、長内君、新入会員卓話よろしくお願ひ致します ～日比 龍雄君
- ・娘のピアノリサイタルを5/24午後2時から、ふくしま医院の「うらり」にて行いますので、宜しくお願いします ～本間 明美君

◆会長挨拶

皆様こんにちは。4月に入りまして、桜前線の届く季節となりました。北海道では、朝夕はまだまだ冷え込む寒い日々があり、春本番には遠い感じが致します。今週に入りまして、小、中、そして本日は高等学校の入学式です。学校に携わる会員の方もおられると思います。ロータリー活動そして学校行事と忙しい日々を過ごしているのではないのでしょうか。

4月は当クラブの会員も2名転勤されましたが後任の方には入会の手続きをさせて頂いている所でもあります。

本日の例会は新入会員卓話となっております。2名の会員の方にスピーチをお願いしております。例会に出来るだけ出席していただき、和気あいあい、多くの会員と親交、親睦を深めて大いにロータリーを楽しんでいただきますようお願い申し上げます。会長挨拶と致します。

◆幹事報告

- ・根室・別海ロータリークラブ様から例会プログラムと会報が届いております。
- ・全国市民憲章運動連絡協議会より機関紙「市民憲章」が釧路女性団体連絡協議会より機関紙「きずな18号」が釧路市民活動センターより機関紙「わっと」が届いておりますので回覧をさせて頂きます。
- ・公益財団法人 米山梅吉 記念館より春季例祭のご案内が届いております。参加される方は回覧致しますので、ご記入お願い致します。
- ・昨日、会長・幹事でローターアクトの例会に出席してまいりました。
- ・R I 第2500地区 ローターアクト 第3ブロック春の交流会と合同例会の再度のご案内が届いておりますので回覧させて頂いておりますのでご参加可能な方はご記入をお願いします。
- ・国際ロータリー第2500地区の分区事業として第8回飲酒運転撲滅及び交通安全防止キャンペーンパークゴルフ大会開催致します。当北クラブがホスティングクラブとして親睦委員会ならびに当クラブの皆様の協力を得て取り組みたいと思いますので宜しくお願いします。
- 5/24 (日) 赤いベレー9:30受付参加費は表彰式・懇親会込みで3,000円申し込み用紙を回覧致しますのでご参加宜しくお願い致します。もちろん送迎バスもご用意いたします
- ・故坂本一PDGの奥様、坂本陽子夫人が例会場に足を運ばれ、先日新聞に坂本新世代育成基金の記事を拝見し、継続して頂いている事に感銘し、少しでもご協力を言う事で10万円のご寄附を頂きました事を合わせてご報告いたします。

会員卓話



プログラム委員会
副委員長 日比龍雄 君

プログラム委員会日比でございます
今回は第3回にあたります、クラブ会員による卓話で今年度最後の卓話になります。
本日はH25年6.19入会の鈴木圭介会員による卓話でございます。いつも会員の方には非常に勉強になる卓話をいただいておりますが、鈴木会員は税理士の仕事をされておりますので、今回のテーマは「相続税の仕組みを知ろう」と言うことでございますので是非この機会に仕組みを知っていただきたいと思っております。
鈴木会員よろしくお願いたします。



「相続税の仕組みを知ろう」 鈴木圭介 君

今日の卓話の担当をさせていただきます。税理士の鈴木と申します。よろしくお願いたします。
今日の卓話は、平成27年から増税が行われた相続税をテーマに「相続税大増税時代。相続税のしくみをしよう」と題してお話をさせていただきます。

相続税は、財産を相続した場合に課税されますが、そもそも相続した人全員に申告納税義務があるかということ、そうではありません。平成26年以前、つまり増税前まではおよそ4%程度の方が申告納税をします。100人に4人の割合となります。これが、平成27年以後は8%の人が課税されると考えられています。

相続とは、亡くなった人(被相続人)の権利・義務を承継することです。まず、誰が、どのような割合で相続するかを見ましょう。典型的な、配偶者が死亡した場合で、子供が二人の場合だと。配偶者は常に相続人になり、子は第一順位の相続人となります。この場合、法定での相続分は配偶者が2分の1、子二人で2分の1となります。その他のケースは、スライドの通りです。

相続分は、民法で規定されていますが、被相続人が遺言書で自由に指定することができますし、遺言書がない場合には、遺産分割協議で相続人間で調整することも可能です。

相続税法は、この民法上で分割された相続財産をベースに計算を行います。ただし、遺産分割の対象外である、保険金や退職金もみなし相続財産として相続税計算のベースに加えることとなります。

相続税は、正味遺産額(財産から債務を引いた額)が遺産に係る基礎控除額を超えた場合に課税されます。基礎控除額は、1回の相続につき3,000万円と相続人一人につき600万となります。上記の典型的なケース(相続人が配偶者と子二人)だと、 $3,000万 + 600万 \times 3$ で4,800万円となります。改正前は8,000万円でした。

正味遺産額の財産には、不動産・預貯金・株式・動産・保険金・退職金等あらゆるものが算入されます。中小企業のオーナー経営者だと自社株も算入されます。したがって、基礎控除が下げられることにより、相当数の申告納税をしなければならぬ人が増加しました。

具体的な相続税の計算は、正味遺産額から基礎控除額を引いた金額を、まず相続人間で法定相続分で相続したと仮定し、一人ひとりに税率テーブルを当てはめ、相続税を計算します。第2段階として、その計算した相続人全員の相続税の合計(相続税の総額)を実際の相続分で分配します。遺産の分割が相続税の法定申告期限までに終了していた場合には、配偶者の税額軽減の規定の適用を受けることができます。相続税の申告納付期限は、相続開始(亡くなった日)から10ヶ月で到来します。相続税は、準備をしておけば、有利な規定を受けることが出来たり、早めの準備が可能です。予め、タックスプランニングを行うことが重要と思われれます。

以上をもちまして、本日の卓話とさせていただきます。有難うございました